

令和6年12月30日

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたので、遠軽町職員に係る懲戒処分の指針に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

| 所属 | 職名 | 年齢 | 処分の内容 |
|-------|----------|------|---------|
| 教育委員会 | 会計年度任用職員 | 30歳代 | 停職（3か月） |

2 非違行為の概要

上記職員は、10月に遠軽町内の店舗において、現金などを盗み私的に使用した。

この行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反する。

3 処分年月日

令和6年12月30日

4 その他

上記職員は、同日付けで退職した。

5 問い合わせ先

遠軽町教育委員会 教育部総務課

電話：0158（42）2191